

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

250%定率法

Q : 今年度の改正では、減価償却の改正が行われ、250%定率法が認められるそうですが、どのようなものなのですか？

A : 次のような内容のものです。

【解説】

250%定率法とは、耐用年数の逆数である定額法の償却率を2.5倍した償却率によって減価償却する方法をいいます。

たとえば、耐用年数が10年であれば、定額法の償却率は0.1ですから、その2.5倍した0.25が償却率となるわけです(ちなみに通常の定率法の償却率は0.206です)。

取得価額が100万円の資産であれば、償却限度額は次のようになります。

① 取得事業年度(期首に取得と仮定)

$$100万円 \times 0.25 (1 \div 10 \times 2.5) = 25万円$$

② 翌事業年度

$$(100万円 - 25万円) \times 0.25 = 187,500円$$

このように毎期の減価償却費の計算をしていきますが、定率法ですから償却費が每期遞減していきますので、この計算式で計算した償却費の額が次の算式で計算した償却額(A)より少なくなった場合には、その事業年度からは(A)により減価償却費を計算していくこととなります。

$$(A) = \text{残存簿価} \div (\text{耐用年数} - \text{経過年数})$$

そしてその後は、備忘価額に達するまで、每期(A)の金額を減価償却費として計上していきます。

これが250%定率法と言われているものです。

